

平成28年(ワ)第758号大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告；三輪唯夫外3名

被告；岐阜県

意見陳述書

2017年5月17日

岐阜地方裁判所民事第2部合議係御中

原告 松島勢至

私が福岡県から現在の大垣市上石津町の傳香寺に養子に入り、33年経ちます。この間、地域の人たちと法事などのお参りを通して、親密な関係を築いてきました。上石津は緑に囲まれ自然豊かな地で、四季折々の花が咲き、ウグイスが鳴き、夏には蛍も飛んで、わたしたちの生活に潤いを与えてくれます。そういうこの地をわたしは終焉の地と思い定めています。

その上石津に風力発電建設の話が出てきました。わたしは以前から風力発電の問題について若干の知識を持っていたので、大変なことだと思いました。2012年11月に上鍛冶屋地区の自治会でシーテックの説明会があり、いろんな質問が出ましたが、明快な回答はありませんでした。2013年2月の自治会の総会でシーテックによる立入調査の賛否を取りましたが、その前に風力発電について基本的な勉強をしようということで、6月に自治会主催で勉強会を開きました。そして7月28日には、私と原告の一人である三輪さんとで企画

して、自主的に勉強会を開催しました。その後も3回の勉強会を開きました。

そして、2014年7月24日の朝日新聞朝刊に、警察とシーテックとの意見交換会のニュースが一面トップで報道されました。驚愕という他ありませんでした。何故、何、という感じです。

その後、証拠保全により警察とシーテックとの意見交換の議事録を手に入れ全部を読んだところ、あろうことか、私たちのことを監視して得た情報を、開発業者であるシーテックに提供していたのです。情報が漏れたのではなく警察が提供したのです。議事録内の警察の発言は、意見交換と称して、シーテックに私たちのことを過激派でもあるかのような意識を植えつけ、危機感を煽っているようにしか思えません。

2013年8月7日の第1回の会議は、警察が風力発電事業の情報を必要として、シーテックを呼びつけています。その中で私や三輪さんが、原告の一人である近藤さんと「繋がるとやっかい」になり、「岐阜コラボ法律事務所」と連携すると、「御社の事業も進まないことになりかねない」、と事業者側に立った発言をしています。警察は開発業者を応援するのが仕事なのでしょうか。そのために一般市民を監視し情報を収集しているのでしょうか。おおいに疑問であるし、本当に憤りを感じます。言語道断です。憲法第15条2項「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」を読み返して欲しいものです。

私が何故風力発電の勉強会を開催したのかといえば、もしも私の家の裏山に風車が建てば、いろんな被害が予想され、住めなくなる可能性を感じたからです。まず、自然豊かな景観が損なわれます。施設建設のために山が開発され、土砂崩れや獣害が深刻になります。風車が建てば、風切り音やシャドーフリッカー、バードストライク、そして一番深刻な超低周波音被害が発生し、生活できなくなる可能性が出てきます。これらのことは数回の勉強会を経て確信となりました。

私自身を含め同じ地域に住む人達の生活を守りたいという思いから、勉強会を始めたのです。しかし、それが警察にとっては「平穏な大垣市」を壊すような行為だということになります。逆です、私は平穏な上石津、平穏な上鍛冶屋を維持したい為に行動したのです。

自分の命と生活を守るのは国民の権利であることを、憲法が保障しています。また、自然に手を入れる行為に反対の意見を持つことや、そのために行動することも、憲法で保障されています。

私が風力発電勉強会をしたことは国民としての権利を行使しただけです。その根底にあるのは「いのち」を守るということです。それは、決して自分のいのちだけでなく、誰しものいのちを守られなければ、守ったことにはなりません。

私は真宗大谷派の僧侶です。念仏を信じて生きようとする者です。

ぶっせつむりようじゅきょう あみだぶつ しじゅうはちがん
仏説無量寿経には阿弥陀仏の願いが四十八願として表されています。そ
がんと
がん
の願の第一願を「無三悪趣の願」といいます。「たとえ私が仏になったとして
も国に地獄・餓鬼・畜生があるならばさとりを開くことはしない」という願
です。

これは、私たちに地獄・餓鬼・畜生の無い世界を生きて欲しいという願い
が掛けられているということです。

畜生というのは監視され、管理され、主体性を奪われているあり方です。
今回の警察の行為は、当に私たちに畜生の生き方を強要するものです。断じ
て許すことはできません。

無三悪趣の願は、憲法で言えば9条（戦争の放棄）、13条（個人の尊重と幸
福追求の権利）であり、19条（思想良心の自由）であると受け止めています。

私は、このたびの警察の行為は、仏の願いを我が願いとして生きようとし
ている私の生き方を侵害するものだとして受け止めています。よって、今回の裁
判は私の生き方を確保するための闘いだと思って臨んでいます。

どうか裁判所におかれましては、私の声を十分に聴いていただき、審議を
尽くし、適正な結論を出していただくことをお願いして、私の意見陳述とし
ます。